

TMBニュース



Total Management Brain

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年2月4日発行
 有限会社トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 情報開発部
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

さまざまな給付金やポイントは所得税の課税対象？

この頃はさまざまなケースでキャンペーンによる割引やキャッシュバック、ポイントが付与されます。これらの優遇措置は条件によって税金が発生する場合があります。では、これらは税法上どのような扱いになり、どういうタイミングで税金が発生するのでしょうか。今回これらの税金関係について整理し、確定申告すべきかどうかを判断しましょう。

1 GoTo キャンペーンの取り扱いは一時所得に区分 合計額50万円超で課税対象に

国税庁は10月23日に更新した国税における新型コロナウイルス関連のFAQでGoTo キャンペーン事業における給付金は課税対象となり、一時所得に区分されることを明らかにしています。一時所得となる GoTo キャンペーンはトラベル、イート、イベントの3種類あり、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が特別控除の50万円を超えた場合、所得税の課税対象となり確定申告が必要となります。

GoTo キャンペーンを巡っては、GoTo イートを利用し、夕食の予約のみをして、安価な商品を1品だけ注文して取得できるポイントと商品の値段の差額を取得する手法が問題となったり、ホテル等に長期滞在する場合でも GoTo トラベルが利用できるといった、制度設計時に想定していなかった利用が一部でなされています。こうした利用であっても、他の一時所得がない場合はキャンペーンによる給付金だけで50万円を超えることはそれほど多くはないと考えられ課税されることはないでしょう。しかし、例えば一時所得に該当する生命保険の満期保険金等の一時金のうち、保険料等を差し引いた金額が50万円以上あれば、GoTo キャンペーンを一回利用するだけで給付金はすべて所得税の課税対象となります。これはふるさと納税の返礼品についても同様です。

なお、給付金による所得が誰に帰属するかについて、観光庁が公表している GoTo トラベル事業 Q&A 集をみると、「この給付は税務上、旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象となります」とされており、また、農林水産省が公表している GoTo Eat キャンペーン事業に関する Q&A では、「25%のプレミアムの給付が付いた食事券やオンライン飲食予約サイトを通じた飲食予約等の後に給付されるポイントの給付は税務上、消費者個人の一時所得として所得税の課税対象となります」などとされていますので、対象者それぞれの経済的利益となります。

2 ポイントで株購入、使用ポイントは一時所得

買い物等で貯まった企業の発行するポイントを使用して株式等に投資が行えるサービスが人気を集めています。国税庁では、一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントの取得または使用については、課税対象となる経済的利益に該当しないものとして取り扱うとしていますが、ポイントを使用して株式等を購入する場合は、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入するとしています。(国税庁のタックスアンサー「No.1907 個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い」参照)

同タックスアンサーでは、①商品購入に対する商取引での値引きによる経済的利益は、原則として課税対象となる経済的利益には該当しないこと、②一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントは、それを使用した消費者にとっては通常の値引きと同様の行為が行われたものと考えられ、こうしたポイントの取得または使用は課税対象となる経済的利益には該当しないこととされています。

ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時の・偶発的にポイントを取得し、そのポイントを使用した場合は、そのポイントを使用した年分の一時所得の総収入金額に算入するとされています。一方、ポイントを利用した株式投資については、「証券会社等においてポイントを使用して株式等を購入した場合、一般的には、その株式等の取得価額(取得費等)はポイント使用前の支払金額(ポイント使用相当額を含めた支払金額)を基に計算するとともに、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入します」とされています。

3 まとめ

原則として、キャッシュバックや商品の購入で獲得できるポイントは、購入した店舗やECサイトからの「贈与」と位置づけされ、原則として、税法上では、賞金や賞品と同じ扱いとなり、「一時所得」として扱われます。ただ、値引きとみなされる場合や、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が特別控除額の50万円を超えない場合には所得税の課税対象とはならないので、ポイント投資だけで課税対象となるケースはそれほど多くはないと思われます。しかし、他に一時所得に該当する所得がある人は、それらを合計して50万円を超えるかどうかを判定しなくてはなりませんので、特に注意が必要でしょう。